

TOTO 延長保証規定改定のお知らせ

掲載日：2018年9月20日

この度、2018年10月1日付けで、TOTO 延長保証規定を改定します。

【新旧比較表】

改定前（2018年5月14日付）	改定後（2018年10月1日付）
解約に関して新規追加しました。	
—	解約は、お振込みから8日目までに延長保証事務局にご連絡ください。お振込み日から8日以内の解約については、延長保証料金（税込）金額を返金いたします。お振込み日から9日目以降は、当社の責に帰する場合は解約することができます。解約の場合は当社が定める方法により計算した保証料金の一部を返金いたします。なお、解約の時期などにより返金されない場合もあります。
規定の変更に関して内容改定しました。	
当社は、予告なく本規定を変更する場合があります。その場合は、変更後の規定による条件が適用されません。	当社は、民法（2020年4月1日付施行）第548条の4の規定により、個別にお客様と合意することなく本規定の内容を変更する場合があります。その場合は、変更後の規定による条件が適用されます。 当社は、前項により本規定の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規定を変更する旨および本規定の変更後の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用等の方法により、お客様に周知いたします。